

「施策の実施状況に関する建議書」における  
総合計画審議会からの評価・意見に対する対応方針(施策全般)

1 成果指標に係る主要な意見

No.	評価に係る意見	対応方針
1	<p>基本計画策定時においては、「市民に分かりやすく」かつアウトカム指標が好ましいという観点から、市民アンケート調査に基づく「<input type="checkbox"/>と感ずる市民の割合」というような主観的な指標を設定しているものが多い。</p> <p>しかし、成果指標は主観的指標と客観的指標とでバランスをとることが望ましい。また、アンケート調査については、多様な解釈ができる曖昧な質問項目ではなく、回答する市民と回答を受ける市が同様の認識となることが望ましい。さらに、その成果を示す数値がどこまで行政の努力の結果なのか、外部環境の影響も考慮すると、事務事業の成果の捉え方として曖昧さがある。</p> <p>こうしたことから、各部局の事業実施における努力を適正に測定することができるよう、現成果指標を補完するための客観的な指標(サブ指標)の設定を更に検討されたい。</p>	<p>現在の基本計画は目標管理型の計画とするため、成果(アウトカム)指標を設定し、目標と実績により評価を実施してきたところである。</p> <p>しかし、市の事業実施による努力を適正に測定することができる客観的な指標となっていない指標もあることから、これまでも現指標を補完するサブ指標を設定してきた。</p> <p>本年度、原則として、全施策においてサブ指標を検討し、来年度実施する評価から現指標を補完する指標として評価を実施していく。サブ指標が設定できない場合であっても、継続して検討していく。</p> <p>また、様々な事業において部局を超えた連携の実施をしているところであるが、今後においても最少の経費で最大の効果を上げるため、各部局が共通の目標として施策を捉え、部局の横断的な連携を意識して取り組む。</p> <p>なお、アンケート調査については、市民と市とが同様の認識に立てるよう質問項目を工夫していく。</p>
2	<p>行政が行う業務は常に多様な目的で構成されており、1つの成果指標で全て評価できるというものではない。様々な角度から事業の成果をできるだけ総合的に評価できるように、日常の業務統計などから得られる実績データの分析に努め、3から4項目程度のサブ指標を設定する努力をされたい。</p> <p>また、様々な業務は単一の課だけでなく、複数の部局が関わる中で、最終的な目標を達成し、市民生活を支えていくサービスを提供する形になっている。サブ指標の考案においては、複数の部局が努力した結果を評価できる横断的な指標の設定を含めた検討をされたい。</p>	<p>また、様々な事業において部局を超えた連携の実施をしているところであるが、今後においても最少の経費で最大の効果を上げるため、各部局が共通の目標として施策を捉え、部局の横断的な連携を意識して取り組む。</p> <p>なお、アンケート調査については、市民と市とが同様の認識に立てるよう質問項目を工夫していく。</p>
3	<p>複数年に1度実施される調査結果等を指標にした成果目標があるが、これでは施策目標の達成度を測ることができず、評価を実施することが難しいため、毎年成果を測定できる目標を設定されたい。</p>	<p>施策の実施状況をわかりやすく市民に説明するため、サブ指標の設定に当たっては毎年成果を測定できる目標設定をしていく。</p>

No.	評価に係る意見	対応方針
4	基礎自治体である市の事業努力により達成できる範囲には限界がある。指標設定に当たっては、成果指標の限界と妥当性を絶えずチェックし、事業を進める中でどのような成果指標の設定が有効なのか、各部局で十分議論されたい。	サブ指標の設定に当たっては、事業実施と成果との因果関係を十分に議論して効果的な指標の設定に取り組む。
5	評価開始以来、毎年目標を達成しているにもかかわらず、実績よりも低い目標を設定している成果指標については、サブ指標を設定するなど考え方を整理されたい。	評価開始以来、毎年目標を達成し続けている指標については、施策を実施した効果が十分に現れているといえる可能性もあるが、目標値が低く設定されていることも否定できない。 本件に該当する指標については、現指標を補完する指標として、サブ指標を設定していく。

## 2 総合評価に係る主要な意見

No.	評価に係る意見	対応方針
1	限られた財源の中で事業を効果的に推進する必要が求められることから、市民や市内に所在する大学、民間事業者、NPO法人などの地域資源の活用や行政としての役割分担を強く意識するとともに、費用対効果、実施内容と結果の因果関係など業務分析を行い、実績データを踏まえて、過剰なサービスにならないよう行政サービスの適正な水準をどこまでとすべきかを常に考えながら、事業を実施されたい。	行財政運営を取り巻く環境が厳しい中で、複雑、多様化する市民ニーズに的確かつ持続的に対応していくため、更なる民間活力の活用の推進に向け、「相模原市PPP(公民連携)活用指針」を平成26年12月に策定し、今後はこの考え方に基づき取組を進める。
2	事業の実施に当たり、毎年、事業のボリュームや回数を増やしていくものが多くあるが、回数を増やすということは人員増や財政的負担増につながる事となる。総合評価の結果がB、Cという施策のみならず、目標を達成している施策であっても、資源を更に投入するというのではなく、常に事業の適正水準を見極め目標を設定されたい。まずは、最少の経費で最大の効果を上げるという費用対効果の視点に立って、目標を検討すべきである。	また、施策の推進に当たっては、費用対効果の視点を持ち、実績データなどを踏まえ、行政サービスの適正な水準を見極め、最少の経費で最大の効果を挙げるという基本的な考え方に立ち、計画的に事業を実施していく。
3	施策のめざす姿を実現するためには、施策を構成する各事業について、各所管課が効率的・効果的に推進していくことは当然であるが、目標の達成に向け、他の部局との連携により効果が高まることを認識し、部局間で協力した結果が評価できるような共通の目標・指標の設定など、より連携を高めるような効果的な仕組みの導入を検討されたい。 また、連携を強化していくため、施策を所管する局長が責任を持ってイニシアチヴを發揮されたい。	新・相模原市総合計画は、複数の部局が関連する施策はあるものの、施策間の関連性については記載していないが、施策の目標達成に向け、他部局との連携が必要な場合については、調整を図りながら事業を実施しているところである。 こうしたことを踏まえ、施策進行管理シートにおいて、「他の部局との庁内横断的な取り組み」という記載欄を設定し、意識付けを図ってきた。 今後、福祉と教育、産業と都市基盤整備など異なる部局が協力して取り組む事業もあることから、共通の目標や指標の設定を検討していく。

No.	評価に係る意見	対応方針
4	<p>施策目標達成のため、他部局と連携して実施している事業については、関連する事業を進行管理シートに記載するなど分かりやすい説明に努められたい。</p>	<p>施策目標達成のため、部局間で連携して実施している事業については、より分かりやすい説明とするため、施策進行管理シートに記載していく。</p>
5	<p>本年度においては、50施策のうち34施策は2次評価を実施せず、当審議会からの意見を付していないが、今回の指摘事項の観点からの改善は絶えず必要とされることから、各部局が本年度の1次評価において記載した改善策を着実に実施されたい。</p> <p>また、本年度の建議における総括的な意見については、2次評価対象部局以外の部局を含め、全庁において実施されたい。</p>	<p>昨年度の進行管理において各局区が1次評価において記載した改善策については、施策進行管理シートに記載項目を新設し、改善状況を示した。</p> <p>また、建議における総括的な意見については、全庁に周知した上で対応方針の作成を行い、対応可能なところから改善を図っており、次回の評価においても、意見を踏まえた進行管理を実施していく。</p>
6	<p>今回の2次評価により、平成23年度から実施してきた進行管理が全施策で2回ずつ評価を実施したこととなる。来年度は、総合計画の中間評価の年を迎えることとなることから、評価の仕組みについて見直すべき時期にあると考えられるので検討されたい。</p>	<p>総合計画進行管理と事務事業評価を一体的に実施してきたことについては、効率的に評価を実施できた一方で、対象となる事務事業が重なるなどの課題もあったと考えている。</p> <p>来年度に向けては、評価の仕組みについて見直しを行い、次回の評価から新たな評価制度のもとで実施していく。</p>

### 3 改善工程表に係る主要な意見

No.	評価に係る意見	対応方針
1	<p>改善工程表のスケジュール欄は、対応方針で示した項目ごとに各四半期の中でどう具体化していくのかということを段階的に考えることを求めているものである。このため、対応方針を第1四半期では何を行っていくのか、第1四半期の作業を踏まえて第2四半期は何を行うのか、最終的に第4四半期でどう実現していくのかということを改善内容と得られる成果と合わせて記載されたい。</p>	<p>対応方針で示した各項目を具体的にどのように改善を図っていくのかということについて、四半期ごとに前四半期の取り組みを踏まえた内容を記載し、より分かりやすく説明を行っていく。また、対応方針ごとに改善工程スケジュールや得られた成果を記載するよう平成26年度の改善工程表からシートを修正した。</p> <p>なお、平成25年度分から対応可能な施策については、改善工程表を修正した。</p>
2	<p>改善に当たっては、取組の見直し実施後、早期に改善が達成されるよう、1年間という予算サイクルでの事業の進め方ではなく、翌年度の第1四半期、第2四半期までに改善が完結するようなスピード感をもって実行されたい。</p>	<p>改善を図るに当たっては、改めて庁内の意思決定が必要となることもあり、その際は企画立案から庁内意思決定に至るプロセスにおいては、様々な角度からの検討が必要であることから一定の時間を要するが、直ちに実行に移すことにより改善につながる取組み等については、スピード感をもって実行していく。</p>

No.	評価に係る意見	対応方針
3	<p>改善工程表モニタリング評価において指摘のあった事項については、改善工程表の再作成までは求めないが、その具体的な対応策を検討し、引き続き、改善プロセスを重ねてもらいたい。その際、これら継続して改善プロセスを進めていくべき施策の更なるモニタリングについては、審議会の指摘事項を十分に留意しながら、自ら着実に一層の改善を図られたい。</p>	<p>改善工程表のモニタリングを受けた改善策のうち、直ちに改善を図ることが可能な項目については、対応していく。</p> <p>また、引き続き改善を図っていく必要のある項目や改善までに時間を要する項目については、審議会の指摘事項に十分に留意しながら改善に向けて継続的に取り組んでいく。</p>